公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　市町村民税に関する情報

二　［略］

三　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　略］

八　国民健康保険法第七十六条の保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　国民健康保険法による保険給付（療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十～十八　［略］

第二十六条の三　法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る次に掲げる情報

イ　市町村民税に関する情報

ロ　［略］

二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号及び次号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　［同上］

［号を加える。］

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

八～十六　［同上］

第二十六条の三　法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る次に掲げる情報

イ　道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　［同上］

二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号及び次号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申請等に係る者に係る前号イ及びロに掲げる情報

イ　道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

ハ　公的給付支給等口座登録簿関係情報

［三・四　略］

五　国民年金法による保険料その他徴収金の還付に関する事務　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第八十条第一項の請求者、同令第百三十五条第三項の請求者又は国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成十一年厚生省令第五十四号）第一項の請求者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第三十一条　法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ワ　略］

カ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　［略］

二の二　児童扶養手当法第十六条の未支払の児童扶養手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［三～五　略］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ワ　略］

カ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　［略］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［三・四　同上］

［号を加える。］

二　［同上］

［号を加える。］

［号の細分を加える。］

［三～五　同上］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ワ　同上］

［号の細分を加える。］

七　［同上］